

# 清泉女子大学麗泉会会則

最新改正2015.6.7

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、清泉女子大学麗泉会という。

(本部及び支部の設置)

第2条 本会の本部を東京都品川区東五反田3丁目16番21号 清泉女子大学内に置く。

② 役員会の承認を得て、地方支部を置くことができる。

③ 支部細則については、別に定める。

(会 員)

第3条 本会の会員は清泉女子大学、別科（英文別科・英語短期課程）、大学院、旧専攻科に在籍した者とする。

## 第2章 目的及び事業内容

(目 的)

第4条 本会は、清泉女子大学の建学の精神に基づき、会員相互の智徳の向上と親睦を図り、併せて母校の発展を援助し、社会に貢献することを目的とする。

(事業内容)

第5条 本会は、前条の目的達成の為に、次の事業を行なう。

1. 年総会の開催
2. 親睦会、講演会等の文化活動
3. 名簿、会報、その他印刷物の刊行及びその配布
4. その他、本会の目的達成の為に必要な事業

## 第3章 役員等及び役員会

(名誉会長及び顧問)

第6条 本会は、清泉女子大学の学長を名誉会長とする。

② 本会に顧問若干名を置くことができる。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 常任役員10名（総務・会計・会員・行事・広報担当各2名）
3. 監事2名

(役員を選出と任期)

第8条 会長及び監事は、委員総会において選出する。

② 常任役員は会長が推挙し、委員総会の信任を得た後、総会の承認を得なければならない。な

お、常任役員は互選にて総務・会計・会員・行事及び広報担当各2名を決めるものとする。

③ 役員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引続き5期を越えないものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故ある時、又は欠けたる時は、常任役員の中より互選によりあらかじめ選ばれた者がこれを代行する。

② 常任役員は本会の会務を分担して執行する。

③ 監事は本会の会務、会計及び会有財産の状況を監査する。又、必要ある時は会議に出席して意見を述べるができる。

(役員会)

第10条 本会に役員会を置く。

② 役員会は会長及び常任役員をもって組織する。

③ 会長は毎月1回役員会を召集する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時役員会を召集することができる。

④ 役員会の議長は、会長とする。

⑤ 役員会の議決は、監事を除き出席者の過半数をもって決する。

⑥ 役員会の議事事項について、議事録を作成し、保存しなければならない。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は次の事項について審議する。

1. 委員総会及び総会に提出する議案に関する事項
2. 会計に関する事項
3. 本会の行事に関する事項
4. 支部の設置に関する事項
5. その他会長が必要と認めた事項

#### 第4章 クラス委員・実行委員及び委員総会

(クラス委員)

第12条 クラス委員は各学科各期、別科(英文別科・英語短期課程)各回及び旧専攻科より2名ずつ選出される。大学院修了生クラス委員については別途細則に定める。

② 任期は2年とし、再任することができる。

(実行委員)

第13条 本会に実行委員を置く。

② 実行委員は会長が特定の学科や期に著しく偏ることのないよう委嘱する。

③ 実行委員は役員会と協力して本会の会務を執行する。

④ 実行委員の任期は2年とし、毎年その半数を改選するものとする。

(委員総会)

第14条 会長は、毎年1回委員総会を召集する。

② 委員総会を召集するには、全委員に対して、会議の日時及び内容を開催の14日前に通知しなければならない。

③ 委員総会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員総会の審議事項)

第15条 委員総会は、次の事項について審議する。

1. 事業報告及び収支決算に関する事項
2. 事業計画及び収支予算に関する事項
3. 役員選任及び実行委員委嘱に関する事項
4. 総会において特に委員総会に委任した事項
5. 役員会が委員総会に付することを相当と認めた事項

## 第5章 総 会

(定時総会と臨時総会)

第16条 定時総会は毎年1回会長が召集する。

② 臨時総会は役員会が必要としたとき、会長が召集する。

③ 総会を召集するには、全会員に対して、会議の日時及び内容を開催の14日前に通知しなければならない。

(承認事項)

第17条 総会において、会長は委員総会で可決された次の事項について、承認を得なければならない。

1. 事業報告及び収支決算に関する事項
2. 事業計画及び収支予算に関する事項
3. 役員の選任及び実行委員の委嘱に関する事項
4. その他

② 総会において、監事は監査に関する事項を報告する。

## 第6章 会費、資産及び会計

(会 費)

第18条 会費は終身会費制とし、会員は本会で定めた会費を納めなければならない。

② 大学新入学者は入学時に所定の会費を納めるものとする。

(資 産)

第19条 本会の資産は、次の通りとする。

1. 本会設立当初以来所有する財産
2. 会費
3. 資産より生ずる果実
4. 寄付金
5. その他の収入

(経費の支弁)

第20条 本会の運営に要する一般経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わるものとする。

## 第7章 会則の改正および細則

(会則の改正)

第22条 本会則の改正は、役員会において出席者の3分の2以上の賛成をもって発議し、委員総会において出席者の3分の2以上の可決を得た後、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細 則)

第23条 本会に必要あるときは、役員会は細則を定めることができる。

- ② 細則の制定及び改廃は、役員会の3分の2以上の賛成による議決により成立するものとする。
- ③ 前項の細則の制定及び改廃には、必要に応じて委員総会において報告するものとする。

### 附則1

- ① この会則は1992年2月20日より施行する。
- ② この会則により、清泉女子大学麗泉会規約は廃止する。

### 附則 (2014年6月1日改正)

- ① この会則は2014年6月1日より施行する。

### 附則 (2015年6月7日改正)

- ① この会則は2015年6月7日より施行する。